

徳島県いじめ問題調査委員会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 徳島県いじめ問題調査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及びいじめ防止対策推進法施行条例（平成26年徳島県条例第38号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議）

第2条 会長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。

（委員の回避）

第3条 委員は、委員会の権限に属する事項に関し判断の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれがある事情がある場合は、会長に申告し、委員会の承認を得て調査審議を回避することができる。

（関係者の招致等）

第4条 会長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（会議の公開）

第5条 会議は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- (1) 法第30条第2項又は第31条第2項の規定により、法第28条第1項の規定による調査の結果について、調査審議する場合
- (2) 前号に定めるもののほか、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずるなどのおそれがあるもので、委員会において非公開と決定した場合

（議事録の作成及び公開）

第6条 会議の議事録は、当該会議に出席した委員の確認を得て作成する。

2 前項の会議録は、会議を非公開とした場合を除き、会議資料とともに公開するものとする。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成26年6月18日から施行する。